

岡教互第222号  
平成30年 1月 4日

所 属 所 長 殿

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長  
( 公 印 省 略 )

### 平成29年度互助組合特別掛金の取扱について

平成29年度互助組合特別掛金について、次のとおり取り扱いますので、貴所属所会員に周知方よろしくお願いします。

#### 記

#### 1 特別掛金の納入対象者

平成30年1月1日現在、**扶養手当支給の対象となっていない扶養家族**を有する会員

扶養家族とは、会員が加入する共済組合又は全国健康保険協会管掌健康保険において、被扶養者として認定された者のうち配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族をいう。

#### 2 特別掛金の額

上記の扶養家族1人につき 700円 (年間)

#### 3 徴収時期

平成30年2月給料支給時

#### 4 その他

##### (1) 県費会員・岡山市負担教職員 (小・中・高)

該当者の特別掛金額は、平成30年2月給与明細の「互助会関係引去内訳」欄に記載されます。

##### (2) 市町村費職員・岡山市負担教職員 (幼稚園・こども園)

該当者の特別掛金額は、平成30年1月「掛金保険料等徴収明細書」で事前に通知します。

(記載例：特別(予) 〇〇〇円)

また、平成30年2月「掛金保険料等徴収明細書」の特別掛金欄に引去り額が記載されます。

##### (3) 育児休業中の会員

平成30年2月現在、育児休業中の該当者 (2月中途で復職する者は除く) については、特別掛金も免除となります。